

第 33 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成22年11月30日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 33 回 熊本県議会 水俣病対策特別委員会会議記録

平成22年11月30日(火曜日)

午後 2時31分開議

午後 3時42分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) チッソ株式会社の事業再編計画について

出席委員(14人)

委員長 西岡勝成
副委員長 前川 收
委員 山本秀久
委員 村上寅美
委員 渡辺利男
委員 早川英明
委員 中原隆博
委員 馬場成志
委員 大西一史
委員 氷室雄一郎
委員 吉永和世
委員 溝口幸治
委員 鎌田 聡
委員 船田公子

委員外議員(1人)

議員 岩中伸司

説明のため出席した者

環境生活部

部長 駒崎 照雄

次長 谷崎 淳一

次長 内田 安弘

首席環境生活審議員兼

環境政策課長 野田 正広

環境保全課長 松島 章

水環境課長 田代 裕信

水俣病保健課長 田中 義人

水俣病審査課長 寺島 俊夫

説明のため出席した者

チッソ株式会社

取締役常務執行役員 森田 美智男

総務部長 堀尾 俊也

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 川上 智彦

議事課課長補佐 平田 裕彦

午後 2時31分開議

○西岡勝成委員長 ただいまから第33回水俣病対策特別委員会を開会します。

委員の先生方におかれましては、大変お忙しい中、急遽お集まりいただき、感謝申し上げます。

さて、御承知のとおり、特措法に基づくチッソ株式会社の事業再編計画について、11月12日にチッソから環境大臣への認可申請がなされたところでございます。

チッソの事業再編は、昨年7月に超党派の合意により成立した特措法に定められた手続でありますので、その枠組み自体は、当委員会としても既に認めているところでございます。

ただ、地元では、救済よりも事業再編が進捗しているのではないかという思いで、不安を抱いておられることから、許可申請に先立って、11月4日に、当委員会としての意見を委員長名でチッソに提出したところでございます。

その意見に対する対応も含め計画の詳細な内容や今後の方針について、文書だけではなく、直接チッソから説明を聞く必要があると私も考えておりました。

そのような中で、チッソも計画を説明したいとの意向がありまして、本日、チッソ株式会社から、森田常務、堀尾総務部長にお越しをいただいたところでございます。

そこで、本日の委員会の議題は、チッソ株式会社の事業再編計画に関する件のみといたしたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 じゃあ、そのようにさせていただきたいと思います。

それではまず、チッソから計画について説明をいただき、その後、質疑に入りたいと思います。

それでは、よろしくお願いを申し上げます。

○森田常務 大変長い間御支援をいただきまして、大変ありがとうございます。

チッソ株式会社の森田でございます。

委員長からありましたように、当社は、この11月の12日に事業再編計画を環境大臣の方に提出させていただきました。この計画についてさらに説明を加えたく、本会に出席をさせていただきました。これにつきまして、本来ならば、当社の会長が来て説明するところですが、所用につきまして、私と堀尾とで説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○西岡勝成委員長 どうぞお座りになって御説明を。

○森田常務 当社は、7月に制定されました特措法に基づきまして、この6月に、環境大臣の方に、救済が公的支援を受けていること、そしてまた、現在の財産では債務の完済ができないこと、また、今次の一時金の確実な支給及び補償の完遂に必要なこととしております特定事業者、これの申請をいたしまし

て、7月6日に大臣の方から指定をいただきました。

特定事業者は、事業再編計画を作成し、認可申請が必要であるということで、このたび申請をいたしました。この申請の時期をここにいたしましたのは、熊本、大阪、東京の各裁判所でおおよそ3,000人の方と争っておりまして裁判の方も和解合意ができて、今和解が進んでいるということ、それからまた、訴外でも3万6,000人の方が被害救済の申請をされまして、10月からは一時金の支給も開始されておるとのこと、それからまた、大臣により、提出に当たりましては、広く意見を聞くようにという御指示もありましたものですから、当社のホームページに計画の概要を掲載いたしまして、知事、また県議会本委員会、また水俣市を含む181件の御意見をちょうだいしまして、それらをこの計画の中に参考にさせていただいたということ、それからまた、当社の2010年度の間接決算の方も確定いたしまして、計画に上げております2010年度経常利益240億というのもめどが立ったということで、ここで提出をさせていただいたということになります。

今後は、大臣の認可をいただいて新しく事業会社を設立し、裁判所の許可を得て、当社のチッソの持つ有形無形の事業財産を新会社の方に譲渡し、4月からの新会社スタートというのを目標にしております。

4月以降であります、これについては、従来と同じでありますけれども、魅力ある製品をそろえて収益力を上げ、そして事業価値を高めるということを我々の責務というふうに思っております。

我々企業としては、利益は追求していかねばなりません、それと同時に、やはり雇用の維持、創出、それからまた、役に立つ製品のあるいはサービスの世の中への提供、それから技術革新のための原動力ということも我々の大きな役割というふうに思っております。

ます。

こうしたことで、補償の完遂、また、公的融資の返済、それから地域振興、こういったものについて、我々としてはきちりと、しっかりと責任を果たしていきたいというふうに思っております。

それからまた、被害者の方々が安心して暮らしていける社会の構築、これについても、国、県、また水俣市を中心とする地元の方々とともに努力していきたいというふうに思っておりますので、引き続きの御支援をよろしくお願いしたいと思います。

それじゃあ、計画の中身に入らせていただきますが、委員長、よろしいですか、続けて。

○西岡勝成委員長 はい、どうぞ。

○森田常務 それでは、計画の中身ということでお話をさせていただきますが、お手元にお配りしてあります計画につきましては、チッソの事業再編計画と新たに設定予定の事業会社の事業計画から成り立っております。

再編計画の1ページであります。再編計画の前文に続く12項目並べてありますが、これにつきましては、法律の中で必要とされる項目であります。

当社は、水俣病問題では、多くの方々に心配と御迷惑をおかけいたしていますことを改めておわび申し上げます。

また、国、県、金融機関を初めとする関係者の皆様の長きにわたる御支援に対し、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

法律に従い、被害者の方々の早期救済を図り、水俣病問題の解決に努めてまいります。つきましては、引き続きの御支援をよろしくお願い申し上げます。

なお、2ページであります。前文の終わりに書いてありますが、なお、本計画により当社は事業会社の株式の譲渡を進めるもので

はありません。当社は、いかなる場合でも認定患者の方への補償責任の完遂、水俣病被害者の救済を図ってまいります。

株式の譲渡という問題であります。今後この計画の中で示しました環境が整うことが必要であり、また、大臣の承認も必要としますので、我々としては、しっかりと本計画の実現に取り組んでまいります。

次に、1番目の事業会社の設立及び事業会社が発行する株式の総数の引き受けという項目であります。大臣の計画認可後に事業会社を設立いたしますが、当社、チッソは、発行する株式の総数すべてを引き受けるということにしております。出資の金額としては3億円を予定しております。資本金に1億5,000万、資本準備金に1億5,000万を組み入れる予定であります。

それから、2番目に事業譲渡のことが書いてありますが、これは、当社が営んでおる各分野の事業活動を継続するために必要な土地、設備など、有形無形の事業財産を事業会社に譲渡いたします。

ただし、後段にありますように、事業の譲受先となる事業会社の株式をチッソがすべて所有するものであり、現在当社の所有する財産等を事業会社を通じ間接的に保有し続け、譲渡後も、当社が事業会社の経営、財産を管理、監督してまいります。

それから、3番目、事業譲渡の対価として事業会社が新たに発行する株式の引き受けであります。当社は、事業譲渡の対価として同じく事業会社が新たに発行する株式をすべて引き受けるということでもあります。

これは、出資力としては580億円から620億円ということで幅がありますが、これは譲渡する事業資産から事業負債を控除した純資産価格をあらわしております。事業譲渡のときをもって確定をいたします。580から620という資本の額になります。これにつきましても、資本金として、この半分以上という条件

がありますので、310億円の資本金の譲渡後は会社となります。残りを資本準備金とするということであります。

それから、4番目でありましたが、本計画の実施及び事業譲渡の時期であります。

これは、本計画の実施は認可後速やかに実施をいたします。本計画の期間は平成26年度までとしておりますが、当然ながら、この期間後も、継続して事業会社の事業を行い、企業価値の向上を目指してまいります。

事業譲渡の時期であります。これは、平成23年の3月、これを目標としております。注書きにありますように、これは、裁判所の代替許可を踏まえて、事業譲渡の時期を設定し、遅滞なく環境大臣に報告をいたします。

それから5番目が、コーポレートガバナンス体制の整備ということでありまして、このたびの事業分離の目的としましては、経営と事業遂行を分離し、経営の効率化を一層高める目的であり、現在のチッソをホールディングカンパニーと位置づけ、水俣病にかかわる補償を継続するとともに、救済を求めている方への一時金の支給、公的債務の返済の継続及び地域における水俣病対策に適切に貢献しつつ、事業会社の運営を監督いたします。

4ページ、5ページというのが、このコーポレートガバナンス体制を述べております。5ページが、コーポレートガバナンスの体制であり、6ページに、内部統制システムの整備、こうしたことを掲げております。

それから、7ページでありましたが、6番目に事業会社の事業計画ということですが、これについては別添にありますので、後ほどこの事業計画については触れさせていただきたいと思っております。

事業会社においては、事業会社の事業計画の内容を着実に実施することにより企業価値の向上に努める、これが大きな役割というふうに思っております。

それから、7番目に事業譲渡のときにおけ

る事業会社の株式の評価額ということですが、これについては、7ページ、8ページで記載しておりますが、第三者算定機関の算定結果によりますと、当社の事業会社の株式価値は1,950億円から2,350億円というふうな評価が出ておりますが、これも事業譲渡後に確定するということになります。

8ページの方にその算定の第三者機関でやっていただきました算定方法を述べておりますが、DCF法、ディスカунティッド・キャッシュフロー法、それから類似企業比較法、この2つの方法での評価をしていただいております。

類似企業比較法というのは、規模、事業内容を加味した同業他社との比較において算出されたものであります。

それから、9ページに、8番目に当社の資金計画というのを書いておりますが、これは、11ページの次に資金計画を添付させていただいております。

これは、特定事業者、チッソの資金計画ということでありまして、表の下の方にあります特別収支の欄、これは現在の患者さんの継続の補償金額であります。年間22億円から21億円の支出がございます。それからまた、お借りしております公的融資の返済、これも70億から80億ということになりますので、合わせますと90億を超える額につきましては、事業会社からの配当という格好で、これの補償金及び公的融資の返済をしっかりと行っていきたいというふうに思います。

それから、もとに戻っていただきまして、9ページでありましたが、9ページの11番目、個別補償協定の将来にわたる履行及び公的支援に係る借入金債務の返済についてということですが、これについては、今申し述べたように、事業会社からの配当によって、しっかりと返済あるいは患者さんへの補償を行っていくということになります。

また、この期間は5年間で切っております

が、期間後も継続して個別補償協定の将来にわたる履行を行ってまいります。

それから10番目に、債務の履行原資及び債権者の一般の利益についてということですが、これは、現在のチッソの財産をそっくり事業会社の方に移行するということがありますので、債権者の一般の利益を害するものではないというふうに記載しております。

それから、10ページになります。10ページの11番目に、今後の認定患者の方への対応についてということですが、中段4行目にありますように、事業会社の配当により、現状と同様に、協定書に基づく補償内容を継続します。

当社は、今後いかなる経済情勢下においても、患者補償を優先して実施する所存であります。知事、また西岡委員長からも強く求められておりますごとく、患者補償を優先ということをここでしっかりと記載させていただきました。

それからまた、この項の後段であります。現在、患者の方々に行っております補償事務を遂行するとともに、個々の相談、お世話など患者センター機能は、分社化、事業再編後も機能は存続していくということにいたします。

それからまた、2番目に、認定患者さんに対するその他の施策等ということですので、これは、申しあげましたように、国、県、関係自治体の皆さんの協力を得ながら、明水園の充実など、必要な施策に当社としても精いっぱい協力をさせていただくというふうに思っております。

それから、最後の12番目ですが、地域への貢献ということですが、当社も地域の一員として、また、事業会社としても当社と協同して、これまでと同じく、また、これまで以上に社会への貢献に尽力してまいります。家族を含めた従業員と地域の深いつながりをさらに深め、水俣地域の発展のため

に、積極的に地域活動、地域貢献をしていきたいというふうに思っております。

事業再編計画は以上でございまして、次に、数枚めくっていただきますと、事業会社の事業計画というのをつけております。これは新しくできる事業会社の事業計画ということになります。

1ページめくっていただきました2ページ目に、経営環境認識と事業方針ということを書かせていただいておりますが、日本の経済は、御承知のごとく、デフレが継続しており、また、ここに来ての急激な円高、それからまた、世界経済の減速懸念ということもあり、大変先行きの経済の方が心配されるところでありますが、当社といたしましては、既存製品においては、高付加価値化、収益力アップ、また世界市場でのコスト競争力の強化、これを図ってまいります。また、環境エネルギー分野を中心に新規事業の創出、それから、他社と共同した事業分野の拡大など、強靱な企業体質を構築していくというふうに決意しております。

次の(2)に利益水準というのがございますが、これは、7ページの次に、附表として、利益水準と設備投資計画というのを出してありますその1つの1番目に、売上高、経常利益を記載しておりますが、平成22年度、売上高2,500億円、経常利益240億円を、平成26年度には、2,900億円、経常利益を280億円ということで収益を増していくという計画をつけております。

それから、もとに戻っていただきまして、各分野における事業方針というのを記載しておりますが、3ページのところに機能材料分野という分野がありますが、これは現在当社のコア事業であります液晶であります。この液晶事業をさらに強化拡大していきたいということをここで述べております。

それから、電子部品という事業がありますが、これは、液晶ディスプレイの表示装置を

駆動させる半導体の実装加工を行っており、サン・エレクトロニクスという会社で行っている事業であります。これらの事業領域の拡大ということも図っていきたいと思います。

それから、②に化学品分野がございます。これの4ページになりますが、樹脂事業ということで、(日本ポリプロ株式会社)とあります。これは、三菱化学さんと共同で運営をしておる事業でありまして、ポリプロピレンという樹脂をつくっておりますが、これは主に自動車分野で使われておる製品であります。

それから、オキソ事業ということで、オキソアルコールという事業を行っていますが、これは、主に住宅産業、こういったところで主に使われる事業であります。

それから、③に加工品分野がございます。これについては、まず繊維であります。これは、衛生材料分野においてこの製品が販売されておりまして、現在は、特に中国、東南アジアでの不織布の需要が非常に伸びておるということでありまして、この辺の今対応をしておるところであります。

それから、肥料であります。これにつきましては、平成21年の10月にジェイカムアグリという会社をつくりまして、これは、旭化成さん、それから三菱化学さんと一緒になって行っておる肥料事業でございます。

それから、④に電気でありまして、これは水俣製造所で持つ13カ所の水力発電事業ということで、これについても、最近では環境にやさしい電力ということでこの価値も向上しておるということで、この電力事業にも大いに力を入れていきたいというふうに思っております。

それから、新規事業が、5ページに述べさせていただきますが、当社が今取り組んでおる新規事業として電子情報材料がございます。これは、この半導体の回路基板の新しい形成方式でありますプリンタブルエレクトロニクスと、こういうものがありますが、これ

の材料を今開発を行っております。

それからまた、次世代の表示装置、表示材料としてあります有機EL事業、これも今開発の途上にあります。

それから、エネルギー・環境ということで、先般鹿島に御見学いただきました太陽電池の原料である多結晶シリコンを今やっておりますし、また、このたび、電気自動車用のリチウムイオン二次電池の正極材、これは水俣工場の方で生産に着手をしております。それから、セパレーター、これも電気自動車用のリチウムイオン電池用であります。セパレーターといったものへの開発を行っております。

これらの新規事業に対して研究開発としましても、今後成長が見込まれます電子情報材料、それから精密加工品、エネルギー・環境、この3事業をターゲットに研究開発も進めているというところであります。

それから、6ページに設備投資計画を載せております。これは、先ほどの附表の次の次のページに附表の3番として設備投資を上げておりますが、5年間でチッソグループとして710億円の設備投資を、この利益達成のために計画をしておりますが、そのうち、水俣製造所に280億円の設備投資を行うという計画になっております。約総額の40%、これを水俣製造所の方で投資をしたいというふうに思っております。

それから、(6)番でございますが、環境保全への取り組みということでありまして、6ページであります。ゼロエミッション、省エネルギーをレスポンスブル・ケアの行動方針として掲げ、二度と不幸な出来事を引き起こさないという決意で環境保全へは取り組みを行っており、今後もこの環境問題はしっかりと管理運営をしまいたいというふうに思っております。

それから、7ページ、最後になりますが、7ページの今後の事業計画と地域との関係と

ということで、水俣における当社の役割ということになるかと思いますが、水俣における有形固定資産はチソグループ全体の45%ということで、当社の液晶の事業もここで行っておりますし、当社の発祥の地でもありますし、この水俣製造所というのはチソグループにとって第1の工場になっております。したがって、設備投資の方も4割ほどの設備投資を行って、さらに工場を強化していきたいというふうに思っております。

具体的には、液晶事業を中心とした展開を行ってまいります。最新鋭設備を備えた研究棟の建設、それからまた、新規事業、リチウムイオン電池、それから有機EL、有機溶剤フリーのインクジェット材料、こういったことも水俣で展開をしていきたいというふうに思っております。

それから、雇用についてありますが、現在チソグループは大体4,000名の従業員がおりますが、そのうち3分の1の1,200の方が水俣の地域で働いておるといことでありますので、我々としても、事業を拡大することによって、ここでの雇用をさらにふやし、しっかりとした水俣製造所にしていくというつもりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私の方からは以上です。

○西岡勝成委員長 以上でチソ株式会社から事業再編計画についての説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

○村上寅美委員 常務、7ページの真ん中あたりの株式価格のことで、1,950億から2,350億、これは第三者算定機関というのは、差し支えなかったらどういうところですか。

○森田常務 これは、専門に扱っています証

券会社。

○村上寅美委員 証券会社。

○森田常務 はい。

○村上寅美委員 ということは、これは金融機関、要するに銀行ですね。取引がある銀行。

○森田常務 いやいや……。

○村上寅美委員 だから、取引がある銀行は、これに対して金融機関が算定したんだからまず間違いなからうと、間違いはないというような図式のものですか。それを確認したいわけだ。

○森田常務 答えします。

第三者機関というところでやっていただいておりますので、この数字については信頼おけるものというふうに我々は思っています。

○村上寅美委員 思っている。思っているということよりも、大体もう間違いはないと。

○森田常務 間違いございません。

○村上寅美委員 という認識のもとですね、この数字というのは。

すると、非常に将来像の計画とか設備投資もなさっておられますし、今も、とにかく自社努力を含めて、液晶等で、世界的な先進のものをつくっておられますけれども、これの可能性というのは、まだまだこれからもシェアとして非常に有利だと、強みというか、そういう感じの中での事業計画ですか。

○森田常務 御指摘ありましたように、我々のコアの今の液晶の事業でありまして、これ

は水俣製造所の方で300種類ほどの製品をつくってございまして、これにつきましては、すべて特許である程度ガードをされておるということでもありますので、今ドイツにあるメルク社というのと世界の市場を二分できおるということでもありますので、液晶の事業というのはどんどん進歩していっていますので、特許というものがなくなるときにはもう次の世代にいつていると、こういうような今までの経緯がありますもんですから、この液晶の事業は、それなりに我々のシェアはキープできていると思っておりますし、今、御承知のように、テレビが非常にたくさん売れておりますけれども、大体世界で2億台ぐらいのテレビの需要だそうですが、そのうち日本は1割も満たないという状況でありますので、昨今非常にエコポイントで売れ行きがよろしいので、今後ちょっと日本ではテレビの売れ行きがどうかということもあるかもしれませんが、世界を見れば、まだまだ需要がたくさんあるということではありますが、ただ、開発国の方が中心になってくると思っておりますので、我々がこれからやるべきことは、コストダウンということに真剣に取り組まなければいかぬと、こんなふうに思っていますので、引き続きこの液晶事業の拡大で収益力を増していきたいと思っております。

○村上寅美委員 ありがとうございます。結構です。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○渡辺利男委員 渡辺と申します。単刀直入に聞かせていただきますので、お許しいたきたいと思っております。

事業会社の株式の譲渡の最後の場面、そのところについてちょっとお尋ねをしたいと思うんですけれども、特措法の13条では、事業会社の株式の譲渡は、救済の終了及び市況

の好転まで暫時凍結するということになっております。

私どもは、この文言があるから何とか安心だなと思いますか、歯どめになるなどは思っているんですけれども、私どもの思いとチッソさんの思いが一致しているのかどうかということでお尋ねしたいんですけれども、チッソ株式会社から見て、救済の終了とはどういう状況になったときを思っておられるのか、まずそこをお尋ねします。

○森田常務 私どもとしては、法律にある救済の終了という意味は、この一時金の今行われている救済が終わるというふうに思っております。

○渡辺利男委員 患者の皆さんの状況というのは、この歴史を見てもおわかりのように、なかなか名乗り出ることができなくて潜在患者の皆さんが大変多くおられるわけで、今後どうなるかわからない状況の中ですけれども、そういうことを想定しても一人残らずと、今後出てくる方も含めてということとらえていいんですね。

○森田常務 おっしゃるように、この法律の中で、救済の終了及び市況の好転というのがありますが、それとともに、総務大臣、財務大臣の意見を聞いて環境大臣が認可をすると、こういう項目も入っているということだと思いますので、我々としては、この認可がされるのにはどういう状況が必要なのかと、こういうことになるかと思っておりますが、一生懸命この今回の法律に基づいて被害者の方の救済を全面的に図っていくというふうには、現在の我々のまずの使命であろうというふうに思いますし、また、今後そういった方々がなくなってくるということも、環境が整うということも、この株式譲渡ということの認可がされる条件といたしますか、環境大臣の認可が

得られるためには、そういったことも必要なのかなというふうには思っております。この計画自体は、特にそこには触れてはおらないんですけども、当面、我々としては、この救済を早期にやっていくというのが大きな役割というふうに思っています。

○渡辺利男委員 それじゃあ、今回のこの事業再編計画を来年の3月、そして26年の末までということまで計画を示した、思ったより早いなという思いなんですけれども、今言われたような最後の状況が来るのは、いわば親会社が清算をされる、公害発生企業としてのチッソが消滅をするのはいつごろだというふうに想定されていますか。

○森田常務 我々としては、この株式の譲渡というのとチッソが消滅するというのとは一緒ではないというふうには思っています。いつごろそれができるかということは、現在我々としてはその辺の想定はちょっと——この救済が終わって、そういった市況が好転するいろんな条件がそろったとしても、そのときの状況がどういうふうになっているかというのがちょっと我々としては今想像できないところがありますので、その問題が、いつそういうときがくるかというのは現在はちょっとわかっていません。

○渡辺利男委員 将来のこと、なかなかわからない面という意味では、市場のこともそうだと思うんですけども、事業会社の株式の譲渡をする際の評価額、今、村上先生からお話ありましたけれども、いざ上場してみたけれども、想定しただけの金額に達しなかった場合、あるいはそれまでに債務が非常に予想を超えてふえて足りなかった場合、そういう場合には、親会社としてはどうされるつもりなのかなというのが非常に疑問なんですよ。

事業会社の株式の譲渡については、先ほど言われましたように、12条で環境大臣が総務大臣や財務大臣と協議をして承認をするようになってはいますけれども、これ、承認したんだから、もう後は国の責任だということになりはしないのかなというふうにちょっと思っているんですが、チッソとしてはどういうお考えなんですか。

○森田常務 我々としては、やはりこの患者さんへの補償責任は最後までしっかりとやっていくというふうには思っています。

○渡辺利男委員 ただ親会社は、すべての資産は事業会社に譲渡しているわけで、株式を上場して売ったお金しかもうないはずですよ。それで足りなかった場合はどうしようもないんじゃないか、そういう場合が想定される。

○森田常務 我々としては、そういうことのないようにこの計画をしっかりと実行していくというふうに思っています。将来そういうことが想定されるかどうかというのは、これから我々の努力にあるというふうに思います。

○渡辺利男委員 じゃあ、もう一点だけお尋ねします。

これからも責任を持っていろんな補償をやっていくということでございますけれども、それは患者補償だけなんですか、それ以外の部分、例えば水俣湾には埋立地があります。あの中に鋼鉄の矢板で区切って埋め立ててありますけれども、未来永劫あのままでいいとはだれも思っていないわけで、数十年後には、多分埋立地の再造成というような事業も出てくるんじゃないかと思っておりますけれども、そういった費用に関しては、チッソはどう思われているんですか。

○森田常務 あの資産については、当社のものではないというふうには思っていますので。ただ、そういう事態が起きたときに当社としてどういうことをしなければならぬかというのは、今ちょっと具体的には考えていません。

○渡辺利男委員 水俣に説明に来られた際に、事務次官の方が、その特措法の第34条で環境大臣が必要な費用に充当することができるというふうに言われた。その必要な事業にこの埋立地の再造成、莫大な金がかかると思うんですけども、そういう場合に親会社がそういう資産があった場合、それを充当せよということになれば、それはされるんでしょうか。

○森田常務 ということになると思います。法律に従うということになると思います。

○渡辺利男委員 私は結構です。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○鎌田聡委員 この再編計画の御説明いただいた際に、この計画の実行を進めるということで、株式譲渡についてはそれを進めるものではないと、株式譲渡を進めるものではないと、この計画自体ないということで、計画をきちんとやっていくことということではありましたけれども、計画の期間が26年度までですから、それまではこちらから求めないと、きちんと26年でもやり切った上でやるということで理解しとっていいんですかね。

○森田常務 ここにもありますように、26年以降も、これは計画に――5年間で区切っているということではなく、これからも継続しているわけなので、一応計画として5年で切っ

ていると、こういうだけでありまして、御質問にあるように、状況がいろいろ変われば、27年以降もこういう状態が続くのかどうかということになるんだと思います。

○鎌田聡委員 それに関連して、4ページ、本計画の実施の時期ということで、今おっしゃられたように、26年度までですけれども、補償給付責任の完遂をそれ以降も果たしてまいるということで、これは主語がちょっとわからないんですけども、これはチッソがやるということなんですか、事業会社がやるということなんですか。

○森田常務 この計画は、チッソの計画です。

○鎌田聡委員 じゃあ、事業会社については、その補償給付責任の完遂というのは、その事業会社は負わないということで、チッソが負っていくということですね。その完遂があるまではチッソは残っていくと、清算しないということによろしいんですか。

○森田常務 ここにありますように、まず配当でこの責任は果たすということになるかと思えます。それと、先ほどから御質問があるように、株式の譲渡という項目もありますので、それも含めて責任を果たしていくと、こういうふうに思っています。

○鎌田聡委員 先ほどの質問の答えでちょっと気になったのが、救済の終了というのは一時金の支払いが終わる時期ということと言われてきましたけれども、これは、特措法の一時金だけでなく公健法も含めた一時金の支払いが終わる時期ということで理解しとってよろしいんですね。

○森田常務 これは現在の特措法の一時金と

思います。

○鎌田聡委員 じゃあ、公健法で認定申請されている方に対しての対応がまだ残るわけですよ。

○森田常務 それが、ここの補償責任はこれからもしっかり果たしていくということになります。

○鎌田聡委員 じゃあ、先ほど救済の終了、補償の完遂というのは、そこの公健法の一時金まで含めた対応が終わる時期ということではないんですか。先ほどの話じゃ、特措法の一時金が終わることがもう補償終了の時期というふうに答えられたらと思って、今繰り返し聞いたときもそういう答えだったと思いますけれども、公健法まで含めた時期でやるべきだと私は思いますけれども、そうじゃないということですか。

○堀尾総務部長 ちょっとかわりに、誤解のないように。

先ほどの御質問は、売却の時期に絡めて、いつになったらそういうことができるようになるかと考えているのかという中で、救済の終了というふうなお話でありましたので、一時金という森田の方がお答えいたしましたけれども、売却の後につきましては、その資金を、特措法に基づけば、将来の公健法の認定者の方の補償に充てるために積み立てると。まず積み立てるというふうになっておりますので、それによって今の補償と同じ補償を生涯続けていける状況をつくるということが我々の責任だというふうに思っておりますので、そういう意味での責任を果たしてまいるという意味で御説明をしたわけでございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 その積み立てできちんと責任を果たすまではチツソは清算しないと、株は譲渡してもチツソは清算しないという理解でいいんですよね。会社は残ると。

○森田常務 それは、繰り返しになると思いますが、そのときの環境、それによって、チツソが残る必要がある、チツソが必要なくなるということになるんだらうというふうに思います。

○駒崎環境生活部長 今御質問は、チツソ株式会社になされておりますので、チツソの見解を述べておられます。これが行政側を含めた統一的な見解ということではございません。事業再編計画の認可をする、あるいは株式譲渡の承認をする主務官庁である環境大臣の見解というのも当然でございますので、そこは今後その段階で調整されていくことになると思います。

ちなみに、11月27日、土曜日に水俣市現地で環境省の説明と、それに続いてチツソの説明が行われました。その際、環境省が配った資料を、白黒ですけれども、もとはカラーコピーだったんですけれども、白黒でコピーしたのがございますので、ちょっとお手元にお配りしたいと思います。

（資料配付）

○西岡勝成委員長 この資料に基づいて説明を。

○駒崎環境生活部長 きょうはチツソからの説明がメインでございますので、簡潔に申し上げます。

両面コピーになっておりますが、資料2-1となっておる方が1つの面でございますので、27日に環境省が使った資料でございます。

資料の1は、会議次第ですので、これが実質的な資料ということになります。

2-1のこちらの方では、一番上の段階で現在の状況が書いてございます。チッソ株式会社が、国、県の支援を受けながら認定患者の支払いなどを行っている。それから、真ん中の段が、事業再編を行いまして、分社化して、子会社化した後の姿を書いてございます。100%子会社からの配当を受けながら、チッソが補償債務を続けていくということでございます。

一番下の段階が、株式を譲渡した場合の株式の売却収入でということですが、ここは将来の話だということ、仮の話だということで、(参考)ということを書いてございます。

反対側の資料2-2の方に、より詳細に環境省の見解が述べてございます。この表、念のために上の表を説明しますと、左側が訴訟を起こされている方、その次が、その他の被害者の方で、認定申請の方とか保健手帳の方ですが、その真ん中にチッソがございまして、右から2番目に国・県、一番右側は、新たなまちづくりということで、ちょっと違うテーマでございまして。左から2つ目の和解か特措法かはございましてけれども、救済を受ける方のグループに対して、国、県が支援をしながら、資金提供をしながら、チッソを介して一時金などの支払いが既に始まっているという図が書いてございます。チッソの方は、少し真ん中ほどの下段ですけれども、だんだん字が小さくなっておりまして恐縮ですけれども、7月から11月にかけて、7月が特定会社としての指定を受けられまして、その後再編計画を概要公表して、10月ですけれども、10月に事業再編計画を概要公表されて意見聴取をした後、11月に計画を策定されて認可申請された、それが公表されている。この後、大臣の認可、事業会社の設立、裁判所の事業譲渡許可があつて事業譲渡になるという流れが書いてございます。

現在は、ここの11月の再編計画の認可申請と公表という段階ですよという説明がござい

ました。

この後、子会社ができますと、反対側の表の真ん中の段に行きまして、100%子会社からの配当金によってチッソが補償を続けていくという流れになるわけでございます。

今、渡辺委員と鎌田議員から御質問が相次いでおりますのは、資料2-2の方の先ほどの表ですが、一番下段の株式譲渡された後、親会社がどうなるのかと、補償は続くのかという御質問だと思いますが、この表で述べられております環境省の見解は、チッソ事業会社の株式譲渡によりまして必要な基金は積み立てて、永続的な補償に足りるだけの基金を積み立てるとというのが1つと、それから、一時金借入れに係る公的債務を返済すると書いてありますが、そのほか米印のところ、チッソ持ち株会社は、株式譲渡のいかんを問わず引き続き水俣病の賠償責任を免れることなく負い続けるものであると書いてございます。これが現在の環境省の見解だと思っております。環境省の事務次官が公式の場で用いられた資料でございまして。それが環境省の見解であります。チッソ株式会社は株式会社として、救済の終了というのは、特措法に定める一時金の終了と今の時点ではとらえているということを発言され説明されたということでございますので、それが確定しているということではなくて、今後、チッソの方、あるいは県の方、環境省の方、協議して、その条文の具体的な適用は、どういうタイミングで、どういう条件ととらえているかは、環境が整えられていく、議論が詰められていくものと理解をいたしております。

○西岡勝成委員長 いいですか、鎌田委員。

○鎌田聡委員 はい。

○大西一史委員 委員の大西と申します。

この前の27日に、水俣の地元で開かれたこ

の事業再編の説明会において、いろいろな説明をされた中で質疑があったと。その中で、御社の方から、救済のためにこういう事業再編計画を進めることが、これは非常に有効なんだということで御説明をされた。しかし、それに対して、患者団体、被害者の方であるとかいう方からは、責任が消滅してしまうのではないかと非常にずれた、意見交換の中で平行線だったというようなことが報道されて、それを私たちは見ておるわけですが、その点に対してどういうふうに受けとめられているのかということですね。

そこでなかなか説明が尽くせなかった部分ということに関して、現時点で、この委員会の場において、どういった責任が消滅するというその責任の所在の部分についてどのようにお考えなのかというのをお聞かせいただきたい、率直な気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

○森田常務 私どもとしては、事業再編計画において、やはり事業体制を強化するというのがまずは今必要なことであろうというふうに思っていますし、事業価値を上げるということは、患者さんへの補償というのの確保は堅固になるんだろうというふうに思っています。そういう面では、やはり巨額な累積損失を抱えての事業というのは、なかなか制約もあるかなということでもありますので、今回事業を分離することで事業を明確化することが、やはり信頼の回復にもつながり、確実に我々の事業は強化されていこうと、こんなふうに我々としては思っております。

また、将来の株式譲渡ということになるときの考えも、譲渡資金のうち、優先的に患者さんの補償の基金の方に行くと、こういうことになるわけで、世の中というのがいろいろ世界経済の中が混乱している中で、やはり患者さんへの補償をしっかりと確保していくということは、大変我々にとっても患者さんに

とってもいいことじゃないかなというふうに我々は思っている計画を提案しております。

それで、次に、大西委員からありますが、チッソを消滅ということが非常に難しい、責任の所在ということになるんだろうと思うんですが、これについては、鎌田委員から、環境、環境と言われてもということなんですが、やはりそのときの状況がどうなっているかによって随分状況は違うんじゃないかなと思っています。

そういうことは、被害の問題が相当なところまで皆さんに解決ということの理解がされているような状況になっているかどうか、依然まだ裁判が続いたり、いろんな混乱があるのかと、こういったことも大いにチッソの責任という問題には関係してくるんだろう、こんなふうに思っています。

○大西一史委員 今責任ということに関していろいろおっしゃいました。実は、この特措法の、この特別委員会の中でずっと議論していく中で、私も、この委員会の中でも、あるいは本会議の中でも、御社に対してはかなり厳しいことを申し上げたということがございますけれども、やはりこの救済のためということが主眼でこの事業再編計画というのが出されているということ、やっぱりしっかり肝に銘じていただきたいという思いは持っています。やはりその救済さえ済めばいいんだというような、今までのいろいろな御発言、御社の会長さんであるとか、いろんな方々の御発言や態度によって、そういう不信を招いてきたという歴史があるということはしっかり御承知おきをいただきたいというふうにここで申し上げておきたいというふうに思います。

やはりその不信の連鎖が、こうやって一つの事業再編計画をやろうとしても、なかなか地元からのこの反発があるということでもあります。やはりその部分の誠意というものを

ひ感じるように進めていただきたいということ。

それと同時に、御社のホームページに、この水俣病の問題、経緯についてということで御説明がいろいろ解説をしてあるんですけども、その中に、水俣病問題を御理解いただくために、これまで当社が患者補償にいかにか真剣に取り組んできたかについて御説明をさせていただきますというようなふうに書いてあるんですが、患者補償さえ済めばいい、金さえ払えばいいんだということではないということをもう少し誠実に正面から受けとめていただきたいというのが、私が今までずっとこの問題にかかわってくる中で非常に感じていたところなんです。やっぱりこれから新しい事業再編計画になって体制も変わっていくという中で、やはりこの水俣病問題というのがどんどん忘れ去られていくのではないかという、会社の中のやはり一つの、これはチッソにとっては嫌な、桎梏というような言葉を会長もお使いになったけれども、ある意味では嫌な出来事だったというふうなこともしれませんけれども、その反省に立って、いかにいい企業として成り立っていくのかというところにやはり力を入れていただきたい。

そういう意味では、社員の方々に対する教育であるとか、こういった過去の教訓に対してどう向かっていくのか、そしてこういう課題をずっと持ちながら、そして責任はずっと果たしていかなければならないということを常に意識をしていただきたいというふうに思っているんですが、その辺についてお考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

○森田常務 貴重な御意見ですので、しっかりと受けとめて取り組んでいきたいというふうに思っています。

○西岡勝成委員長 ほか、ございませんか。

○鎌田聡委員 ちょっと今の話とも絡むんですけども、非常に私は、この事業計画を見て、1つ残念と思ったのが、新しい事業会社の方の事業計画に水俣病ということが一つも記載をされていないんですよ。できれば、新会社の方の事業会社、6ページですか、環境保全への取り組みということで、さまざまな環境保全の取り組みをされますけれども、やはり、さっき常務が説明のときはおっしゃられましたけれども、二度とやっぱり不幸な出来事を起こさないということで環境保全やっていきますということで言われましたんで、その思いをきちんと計画の中でも水俣病を発生させた過ちを繰り返すことなくとか何らかのやっぱりそのような意思を明確にさせていただいて、新しい会社においても、そういった思いで取り組んでいただきたいということがなければ、なかなか今ずっと被害者の思いは、新しい会社は全く別会社で、その責任はもう負わないんだというふうな思いが、いろんな意味でそういった非常に歯がゆい思いというか、非常に苦しんできた方々の思いがありますので、そこはきっちり受けとめていただいて、新しい会社も、そういったきちんとしたこれまでの反省の上に立った事業を行っていくと、決意を明確にさせていただきたいんですけども、その点いかがですか。

○森田常務 おっしゃられたように、事業会社になっても、やはりチッソの過ちというのは二度と起こさないということをやっていくというのは当然でありまして、チッソの100%の事業会社ということでありますように、管理、監督をしていくというふうに思っていますので、これはチッソと事業会社は一心同体ということでありますので、その思いはこれからもずっと従業員も含め引き継いでいくということは思っておりますので。

○西岡勝成委員長 ほか、ございませんか。

○溝口幸治委員 重なる部分は割愛をさせていただきますが、この2ページに、いかなる場合でも認定患者への補償責任の完遂、水俣病被害者への救済を行ってまいります、これがもう恐らくチッソさんの決意だろうというふうに理解をいたします。それぞれ御心配の話、今ありましたが、これだけ世界経済が厳しい中でチッソが利益を上げ続けるということは、とても至難のわざというか、厳しいだろうというふうに思います。しかしながら、そこで利益を上げ続けることこそが、この目的が達成するんだろうと思いますので、こういう厳しい時代ですが、ぜひとも頑張っていたきたいというふうに思います。

そのことが、結果的には水俣地域の地域振興、あるいは雇用の維持確保につながっていくと思いますので、いろいろ厳しい御意見もありますが、まずは利益を上げ続けるということも、企業としては最優先というか、患者の救済や補償の完遂と同じように大事なことだと思いますので、その点もぜひ頑張っていたきたいというふうに思いますので、これは意見として申し上げます。

○森田常務 ありがとうございます。我々にとって大いに励みとなりますので、引き続き頑張っていきたいと思います。ありがとうございます。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

なければ、これで——吉永委員。

○吉永和世委員 もう重々話を聞かせていただきましたして、もう患者補償の完遂も大きな目的として今後やっていただけるということは十分確認をできたというふうに思っております。

これまでも地域振興等も考えながら液晶等

の投資も60億投資いただきましたし、また、今後もリチウムイオンの投資もしていただけるということで、地元にとっては非常に明るい話題でございますし、また、雇用も、今年度定員を超える雇用もお話いただきました。そういった意味では、地元の方々は大変感謝をしております。また、今回、この事業計画の中で、投資も具体的に280億という数字も出していただきましたし、また、新規事業、電子情報材料、エネルギー・環境、これに110億という金額も示していただいております。280億プラス110億というのが、できれば地元水俣に投資をしていただければ、さらに地域振興という面においても、また雇用という形においても非常に地域の方々にとっては明るい話題だというふうに思うんですが、そこら辺の可能性あるのか、そこら辺、もしよろしければ、お聞かせいただければというふうに思いますが。

○森田常務 ありがとうございます。そういう面では、水俣製造所というのは、やはりこれからの事業、いわゆるハイテク事業の中心の工場というふうに当社としては考えていますので、280億プラスアルファの投資ができるようにチッソとしても考えていきたいというふうに思っています。

○西岡勝成委員長 よろしいですか。

○吉永和世委員 はい。

○西岡勝成委員長 ほか、ございませんか。なければ、これで質疑を終了したいと思っております。

きょうは、チッソ株式会社から、森田常務、そして堀尾総務部長、お出かけをいただいて、文書ではなくて言葉で説明をしていただきましたありがとうございます。

大変厳しい意見、心配な意見等々もござい

ました。また、激励の言葉もございました。
水俣病被害者救済の補償の完遂、公的債務の返済、地域への貢献などについて、チッソの覚悟のほどを改めて確認することができたと思っております。

チッソ株式会社におかれましては、大変世界情勢、経済情勢、またグローバル化の中で厳しい状況にありますけれども、ぜひひとつ事業再編計画の中で活力のある経済体制を、組織体制をつくっていただいて、その責任を完遂するために、ぜひ頑張ってくださいますように心からお願いを申し上げまして、私からのごあいさつ、最後の締めさせていただきたいと思えます。

きょうは、長い間御審議いただきましてありがとうございました。

午後3時42分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長